〇農林水産省告示第七十号

百十七号 (オーストラリア連邦から発送されるバうに定め、平成四年五月六日農林水産省告示第五 大臣が定める基準を定める等の件)は、廃止する。 トオレンジ並びにレモンの生果実に係る農林水産 レンシア種及びワシントンネー ブル種のスウィー 生果実に係る農林水産大臣が定める基準を次のよ ストラリア連邦から発送されるカンキツ属植物の 七十三号)別表二の付表第七の規定に基づき、オー 平成十七年一月十四日 植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第

国務大臣 村上誠一農林水産大臣臨時代理

郎

植物及び地域

カンキツ属植物の生果実であって、

次のいず

として指定した地域 (以下「指定地域」とい査をいう。以下同じ。)が濃密に行われる地区 果実に係る有害動物の付着の有無に関する調 発生国からのミバエ類の寄主植物の移入につリア連邦内のミバエ類発生地域及びミバエ類 う。)で生産されたものであること。 ただし、 る調査をいう。以下同じ。)及び生果実調査(生 ラップを用いた有害動物の発生の有無に関す いう。)について二によるトラップ調査 (ト クインスランドミバエ (以下「ミバエ類」と 連邦植物防疫機関がチチュウカイミバエ及び 以下同じ。)内の地域のうち、 オーストラリア連邦内において、オーストラ オーストラリア連邦(タスマニアを除く。 オー ストラリア

エレンデール、マーコット並びにミネオラの

スウィートオレンジ、レモン、インペリアル、

生果実であって、オーストラリア連邦のうち、

害虫防除が行われる地区として指定した地域

バレンシア種及びワシントンネーブル種のき厳重な規制が行われている場合に限る。

生産地における調査

- トラップ調査が行われていること。 一の○の場合にあっては、次の方法により 調査はオーストラリア連邦植物防疫機関
- 類の発生状況を勘案して適正に配置するこ 主植物の分布状況及び過去におけるミバエ が行うこと。 指定地域内に、トラップをミバエ類の寄
- 一の○の場合にあっては、次の方法により る地点に配置すること。 ストラリア連邦植物防疫機関が必要と認め イに定めるもののほか、トラップをオー
- 生果実調査が行われていること。 が行うこと。 調査はオー ストラリア連邦植物防疫機関
- て行うこと。 指定地域内でミバエ類の寄主植物につい
- 輸送方法 実について行うこと。 主として傷害、奇形等を有している生果

船積貨物又は航空貨物として輸入されたもの

四 であること。 生産地における検査及び証明

- 防疫機関が発行した植物検疫証明書が添付し てあるものであること。 る旨記載されているオーストラリア連邦植物 植物が付着していないことを認め、又は信ず 査され、かつ、その検査の結果、検疫有害動 オーストラリア連邦植物防疫機関により検
- が特記されていること。 ○の植物検疫証明書には、次に掲げる事項

ア チチュウカイミバエ又はクインスランド

ミバエに侵されていないものであること。 されていない指定地域で生産されたもので 調査及び生果実調査の結果ミバエ類が発見 あること。 一の○の場合にあっては、二のトラップ

が行われたことを確認すること。

われたものであること。 一の二の場合にあっては、 六の消毒が行

こん包場所

発見されていない指定地域内で行われているこ ラップ調査及び生果実調査の結果、ミバエ類が の○の場合にあっては、こん包は、二のト

5

ځ

ア れたものであること。 という。)又は海上輸送中の冷蔵設備を有する 連邦内の低温処理施設 (以下 低温処理施設) いう。)において、次の方法による消毒が行わ コンテナー(以下「低温処理コンテナー」と 一の二の場合にあっては、オーストラリア

なった後引き続き十六日間その温度で消毒 ついては、生果実の中心部が一・○度に レンデール、マーコット並びにミネオラに のスウィートオレンジ、インペリアル、エ バレンシア種及びワシントンネー ブル種

温度で消毒すること。 ・○度になった後引き続き十四日間そのレモンについては、生果実の中心部が

び低温処理コンテナーは、あらかじめオース トラリア連邦植物検疫機関により一の消毒の て指定されたものであること。 ために適切な施設及び設備を有するものとし 一の□の場合にあっては、低温処理施設及

七 植物防疫官による確認

- び六の消毒が的確に行われたことを植物防疫 実調査並びに四の○の検査が的確に行われて 植物の移入規制、二のトラップ調査及び生果 いることを植物防疫官が確認していること。 一の□の場合にあっては、四の□の検査及 一の一の場合にあっては、ミバエ類の寄主
- 疫機関と共同して、次により行うものとする たことの確認は、オーストラリア連邦植物防 ア 二の植物防疫官による消毒が的確に行われ 合にあっては、当該施設において六の消毒 低温処理施設において消毒が行われる場

官が確認していること。

イ 低温処理コンテナーにおいて消毒が行わ れ確認すること。 ては当該消毒が終了していることをそれぞ の消毒が開始されたことを、輸入港におい れる場合にあっては、輸出港においては六

輸送中及び積込み時の措置

域を通過して輸送するときは、当該ミバエ類 は航空機に積み込むためにミバエ類の発生地 一の一の場合にあっては、生果実を船舶又

> によりこん包されていること。 類の侵入するおそれがないと認められる材料

と認められる材料によりこん包されていると ないための措置がとられていること。ただし、 は、当該生果実がミバエ類に侵されることの 当該施設から船舶又は航空機に積み込むとき おいて六により消毒された生果実のこん包を 該生果実がミバエ類の侵入するおそれがない 船舶又は航空機に積み込む場所であって、当 きは、この限りでない。 一の①の場合にあっては、低温処理施設に

の発生地域内において、当該生果実がミバエ

九

防疫機関による封印がなされていること。れたコンテナーには、オーストラリア連邦植物 各こん包、束ねたこん包又はこん包が収容さ

示がなされていること。 終了している旨及び仕向地が日本である旨の表 包が収容されたコンテナーに、 ん包が収容されたコンテナーに、一の二の場合 われた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこ れた生果実の各こん包、束ねたこん包又はこん にあっては、四の○の検査及び六の消毒が行わ 一の○の場合にあっては、四の○の検査が行 輸出植物検疫が